

暴力行為やいじめに関する指導で必ず伝えていただきたい内容

暴力行為やいじめは決して許されるものではありません。

内容によっては「犯罪」になることもあります。

たとえば、相手をたたく、蹴る、などの暴力は「暴行罪」、相手にケガをさせる行為は「傷害罪」、物を壊す行為は「器物損壊罪」、金品を要求する・奪う行為は「恐喝罪・窃盗罪」、SNSでの誹謗中傷や拡散の行為は「名誉毀損罪・侮辱罪」などがあります。

つまり、「ふざけてやった」「そんなつもりはなかった」ではすまされないこともあるということです。

暴力やいじめは、された人の心と身体に深い傷を残す行為です。そして、加害者となってしまった場合も、将来に大きな影響が出る場合があります。

嫌なことや困ったことがあったときは友達や先生や家族に相談してください。そして、自分も周りの人も大切にすることを心がけてください。

<参考>

○「SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた緊急の対応等について」 (令和8年1月30日付け文部科学省通知)

「児童生徒の暴力行為やいじめは、決して許されるものではなく、事案によっては暴行罪や傷害罪などの犯罪行為に該当し得る」

○「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」(石川県いじめ防止基本方針)

【犯罪に該当する行為の事例】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行」(刑法第208条)
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「傷害」(刑法第204条)
- ・プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする → 「暴行」(刑法第208条)
- ・学校に来たら危害を加えると脅す・脅すメールを送る → 「脅迫」(刑法第222条)
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要」(刑法第223条)
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「恐喝」(刑法第249条)
- ・教科書等の所持品を盗む → 「窃盗」(刑法第235条)
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗」(刑法第236条)
- ・自転車を故意に破損させる → 「器物損壊等」(刑法第261条)
- ・校内や地域の壁や掲示板、インターネット上のサイトに実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→ 「名誉棄損」(刑法第230条)、「侮辱」(刑法第231条)

○「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」(こども家庭庁・文部科学省)

いじめを行った児童生徒の中には、いじめを受けた児童生徒が深く傷ついているのにもかかわらず、自分がしたことは、いたずら、遊びというように軽く考えている場合など、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の認識に大きな乖離がある場合もある。

○「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学省)

いじめは人格を傷つけ、生命、身体、又は財産を脅かす行為である。